

# 富里市福祉有償運送運営協議会傍聴要領

## 富里市福祉有償運送運営協議会

### 1 趣旨

この要領は、富里市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成22年告示第7号。以下「協議会設置要綱」という。）第7条本文、審議会等の設置及び運営等に関する指針（平成22年4月1日制定）6及び7の規定により、富里市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 傍聴手続

- (1) 協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴受付簿（別記様式）に氏名等を記入し、協議会の許可を得た上で、協議会の事務局（以下「事務局」という。）の指示に従って会議の会場に入室するものとする。
- (2) 傍聴の定員は10名とし、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了するものとする。ただし、会議の会場の都合により、傍聴できる人数を定員の数より減ずる場合があるものとする。

### 3 傍聴人が会議を傍聴する場合に守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 4 傍聴人の退場

傍聴人は、協議会設置要綱第7条ただし書の規定により、会議を非公開とする議決があった場合は、速やかに退場しなければならない。

### 5 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従うものとする。
- (2) 傍聴人が、3又は4に規定する事項に違反した場合は、会長はこれを制止又は催促し、その命令に従わない場合は、当該傍聴人を退場させることができるものとする。

### 附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。